

認定「近江牛」指定店の登録について

1. 指定店登録の要件

<食肉販売店、量販店の要件>

- ① 協議会の構成員である団体に属する者(以下「会員」という。)が自ら営む食肉販売店、量販店および加工・卸売業者(以下「直営販売店等」という。)であって、年間を通じて認定「近江牛」を取扱うこと。
- ② 会員または直営販売店等から、認定「近江牛」を年間を通じて購入し、販売すること。
- ③ 認定「近江牛」を年間を通じて購入し販売しており、指定店にふさわしいと協議会規約第8条に定める委員会(以下「委員会」という)で承認されること。

<飲食店、ホテル、旅館の要件>

- ① 会員自らが営む飲食店、ホテルおよび旅館(以下「直営飲食店等」という。)で、年間を通じて、認定「近江牛」の部分肉を 250kg 以上取扱うこと。
- ② 会員または直営販売店等もしくは直営飲食店等から、年間を通じて、認定「近江牛」の部分肉 250kg 以上を購入すること。
- ③ 年間を通じて、認定「近江牛」の部分肉 250kg 以上を購入しており、指定店にふさわしいと委員会で承認されること。

<海外店の要件>

- ① 会員または直営販売店等と、継続して3年以上取引があること。(直営販売店等および直営飲食店等にあっては、会員としての期間が3年以上あること。)
- ② 会員の推薦があること。(直営販売店等および直営飲食店等を除く。)

2. 指定店登録した場合の取り扱いについて

(1) 指定店登録証の発行

- ① クリスタル製の額(展示用)入りのA4サイズの認定「近江牛」指定店登録証を発行。
- ② 認定「近江牛」指定店登録証には、滋賀県知事を名誉会長として記載。

(2) 当協議会ホームページへの記載

消費者に認定「近江牛」指定店の情報が一目でわかるように「近江牛」生産・流通推進協議会のホームページに指定店一覧を記載し、各指定店のホームページとリンク。

(3) 認定「近江牛」指定店ガイドブックの発行

当協議会ホームページと連動した認定「近江牛」指定店ガイドブックを発行し、観光協会等に配布。



3. 1店舗あたりの登録料

- ・登録料 30,000円
- ・更新料 10,000円(1年更新)

認定「近江牛」指定店登録要領

(制定主旨)

第1条 「近江牛」生産・流通推進協議会(以下「協議会」という。)は、「近江牛」統一認証要領第3条の認証の要件を満たす近江牛(肉質等級3のものを除く。以下(認定「近江牛」という。))を消費者等に浸透させるため、認定「近江牛」指定店登録要領を制定し、「近江牛」ブランドの更なる振興を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 認定「近江牛」指定店の登録ができるのは、協議会の目的に賛同する食肉販売店、量販店、飲食店、ホテルおよび旅館とする。

(登録の資格要件)

第3条 指定店登録の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 食肉販売店および量販店にあっては、次の要件の一つを満たしていること。

- ① 協議会の構成員である団体に属する者(以下「会員」という。)が自ら営む食肉販売店、量販店および加工・卸売業者(以下「直営販売店等」という。)であって、年間を通じて認定「近江牛」を取扱うこと。
- ② 会員または直営販売店等から、認定「近江牛」を年間を通じて購入し販売すること。
- ③ 認定「近江牛」を年間を通じて購入し販売しており、指定店にふさわしいと協議会規約第8条に定める委員会(以下「委員会」という)で承認されること。

(2) 飲食店、ホテルおよび旅館にあっては、次の要件の一つを満たし、かつ、優秀な料理技術をもって、近江牛のイメージにふさわしい料理を提供できること。

- ④ 会員自らが営む飲食店、ホテルおよび旅館(以下「直営飲食店等」という。)で、年間を通じて、認定「近江牛」の部分肉を250kg以上取扱うこと。
- ⑤ 会員または直営販売店等もしくは直営飲食店等から、年間を通じて、認定「近江牛」の部分肉250kg以上を購入すること。
- ⑥ 年間を通じて、認定「近江牛」の部分肉250kg以上を購入しており、指定店にふさわしいと委員会で承認されること。

(3) 海外の店を登録する場合にあっては、(1)または(2)に加え、次の要件を全て満たしていること。

- ② 会員または直営販売店等と、継続して3年以上取引があること。(直営販売店等および直営飲食店等にあっては、会員としての期間が3年以上あること。)
- ② 会員の推薦があること。(直営販売店等および直営飲食店等を除く。)

(新規登録の申請)

第4条の1 新規に指定店の登録を受けようとする者は、次の書類を協議会長あてに提出するものとする。

(1) 国内店の場合

- ① 申請書(別記様式第1号)

② 誓約書（別記様式第3号）

（2）海外店の場合

① 申請書（別記様式第1号）

③ 誓約書（別記様式第3号）

④ 申請前3か月以内に、登録を受けようとする店の存する国または地域へ輸出したことを示す食肉衛生証明書および伝票

⑤ 継続して3年以上取引がある旨の申立書（別記様式第4号）（直営販売店等および直営飲食店等を除く。）

⑤ 会員の推薦状（別記様式第5号）（直営販売店等および直営飲食店等を除く。）

（登録の審査、決定）

第4条の2 協議会長は申請書の提出があった場合は、委員会において審査する。ただし、早期の登録を要するなど、別に定める場合は除く。

2 登録を決定した店等に対しては、その旨を通知し登録証（別記様式第6号または第7号）を交付する。

（登録料等）

第5条 登録の期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年単位とし、登録料等の額については、1指定店につき、次のとおりとする。

（1）登録料 30,000円

（2）更新料（1年毎） 10,000円

2 資格を失った場合は既に納入した登録料および更新料は返還しない。

3 期間途中の加入であっても登録料は第1項の金額を変更しないものとする。

4 指定店の登録を更新しようとする者は、申請書（別記様式第2号）を協議会長あてに提出するものとする。

5 海外の指定店の登録を更新しようとする者は、前項の申請書に加え、次の書類を協議会長あてに提出するものとする。

（1）申請前3か月以内に指定店の存する国または地域へ輸出したことを示す食肉衛生証明書および伝票

（2）会員の推薦状（別記様式第5号）（直営販売店等および直営飲食店等を除く。）

6 海外の指定店の登録または更新に際し推薦を行った会員は、当該指定店における当協議会が定める各種規程・要領等の遵守状況を常に把握するとともに、その遵守に責任を負うものとする。

7 海外の指定店が登録料や更新料を納入しない場合で、督促にも応じない場合にあつては、当該指定店の登録または更新に際し推薦を行った会員が責任を持って納入するものとする。

（資格喪失の条件）

第6条 登録した者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定店の資格を失うものとし、直ちに登録証を返還するものとする。

（1）廃業または退会したとき。

(2) 第3条の資格要件を満たさなくなったとき。

(取り消し)

第7条 登録した者が規約および諸規程に違反し、または協議会の名誉を棄損する行為があると認められた場合は、委員会の決議により取り消すことができる。

(宣伝等)

第8条 指定店が消費者に広く普及浸透するために、ホームページや冊子等で広告宣伝するものとする。

(モニター制度)

第9条 認定「近江牛」が適正に取り扱われているかをチェックする機関としてモニター制度を設けるものとする。

2 モニターは、生産から消費にいたる認定「近江牛」の流通が適正に行われているかを調査し、協議会が改善指導するものとする。

3 モニターの構成は、原則として一般公募された者で構成し、会長が委嘱するものとする。

4 モニターの調査は、原則として年に1回以上行うこととし、調査結果は委員会に報告するものとする。

(遵守事項)

第10条 会長が委嘱したモニターが必要と認め、調査する場合は、これを拒んではならない。

2 購買者や飲食者から登録証の確認を求められた場合は、これを拒んではならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会で審議し、協議会長が定める。

付 則

この要領は、平成21年 9月15日から施行する

この要領は、平成27年 6月 1日から施行する

この要領は、平成29年 1月26日から施行する

この要領は、平成29年 9月21日から施行する。

この要領は、令和 元年10月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 6月16日から施行する。

記入例

(様式第1号)

認定「近江牛」指定店登録申請書（新規）

年 月 日

「近江牛」生産・流通推進協議会長 様

申請者住所 ○○市○○町××番地

会社名 (株)○○○

代表者氏名 ○○ ○○

TEL ○○○○-▽▽-△△△△ FAX ○○○○-▽▽-△△▽▽

押印をお願いします。※必須

印

このたび認定「近江牛」指定店として登録願いたく、申請いたします。

店舗の種類 ○で囲んでください(複数可)	卸売・ 小売 ・飲食・ホテル・旅館		
店舗住所	(〒◇◇◇◇ -△△△△) △△市○○町×××-××番地		
店舗名	○○○屋○○店		
店舗 TEL	△△△△-▽▽-○○○○	店舗 FAX	○○○○-▽▽-△△□□
E-mail		URL	http://www.○○.com
定休日	水		
営業時間	9:00~18:00		
認定「近江牛」年間取扱計画 ※必須	年間枝肉購入量	○ 頭	
	年間部分肉(カット)購入量	△△△kg	
仕入先 ('近江牛'生産・流通推進協議会構成員であること) ※必須	名称	××精肉店	
	名称	(有)○○商店	
	名称		
	名称		
	名称		

公開したくない場合は空欄で結構です。

※代表者氏名と太枠内は公開事項です。ホテル、旅館は定休日と営業時間を無記入にしてください。

(様式第3号)

記入例

誓約書

私は、認定「近江牛」指定店登録要領に掲げる事項を遵守し、「近江牛」のブランド化の更なる振興に努めるとともに、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、関係機関に照会することについて承諾します。

記

1. 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
2. 1の（1）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

〇〇年 〇月 〇日

「近江牛」生産・流通推進協議会長 様

住 所 **△△市〇〇町×××-××番地**

押印をお願いします。※必須

氏 名 ○ ○ ○ ○



指定店登録手続きの流れ

